

条例についての基本的な考え方

＜条例の必要性＞

- 消費者を保護してくれるものとして、条例は必要である。
- 近年は悪質な事件もあり、事業者にとってもある種の歯止めとして条例があることで、業界全体を守ることに繋がる。
- 基本的に、条例や法律は少ない方が良い社会だと思うが、現在の社会的環境の中では、条例は必要と考える。
- まず条例を制定した上で、数年毎に条例の見直しや改定をしていくのが通例だと思う。

＜条例の目的と目指すべき方向性＞

- 札幌市の食の安心・安全を継続的にさらに充実させ、都市としての機能の価値、魅力を高めるような条例をイメージしている。
- 「こんな条例があるから札幌に住みたい」と思わせるような条例にする。
- 「食の安全・安心」だけに特化するのではなく、食を通じた「まちづくり」を推進するような方向性もある。
- 札幌市の方針や各種法令など、関連する事項をさまざまな観点から横断的に集約し、独自の方向性を示したい。

＜札幌市の特色＞

- 札幌市は、消費地であり、観光都市である。
- 札幌市は、道産品を消費する大消費地ということだけではなく、道産食材を使用した加工業者も多い。
- 札幌市は、都市型農業を振興している。北海道全体の農業とは異なる特色があり、適切な検討が必要である。
- 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の指定を受け、より食への期待が膨らんでいる。
- 札幌市は、北海道全体の良いイメージの恩恵を受けている部分があるので、そのイメージを守っていくような配慮が必要である。

＜食品衛生法との関係＞

- 食品関係事業者は、既に「食品衛生法」という法律でさまざまな規制がある。これ以上、規制が厳しくなるのは、困るという思いがある。
- 新しい条例は、食品衛生法との重複をなるべく避けるため、規制以外の手法も広く取り込んでいく必要がある。

＜条例の対象＞

- 条例の対象は、「行政（札幌市）」「事業者」「消費者」であるが、3者のなかで優先順位や中心等は設けず、互いに同じ方向を向いて食の安全・安心に取り組むことを基本的なスタンスとする。

主体者（市、事業者、消費者）の役割

＜市（行政）の責務＞

- 食に関する情報について、誰に（どこに）聞けば良いのかわからない
- 行政の活動内容について、一般の消費者にはほとんど伝わっていない。もっと効果的な周知が必要ではないか。
- 行政も、情報提供や色々やっていると思うが、食の安全・安心に関心のない消費者を取り込むことが課題である。

＜事業者の責務＞

- 食品関係事業者は、消費者からの質問にきちんと答えられるよう正しい知識を持つことを責務として認識すべき。
- 製造者がリスクを回避しようと、消費期限を「本日中」など短く設定していることがある。消費者の利用実態に合った設定にしてほしい。
- 商品の不良等があった場合、返金等の対応だけでなく、原因究明を適切に行う姿勢が必要である。
- 飲食店の店頭では、あらかじめ加工された食品を取扱うことが多く、製品に関する知識や情報が行き渡っていない場合がある。
- アルバイトを含めた従業員教育の徹底が重要である。

＜市民（消費者）の役割＞

- 近年は、理不尽な要求や一般常識の欠如など、消費者側に問題があるケースも存在する。
- 消費者が受身ではなく、自分から積極的に情報を取捨選択できるような「いわゆる賢い消費者」となることが理想的である。
- 食に対する意識の高い消費者は増えているように感じる。
- 消費者の多くは、自分達に役割があることを認識していないのではないか。
- 市民については責務を課すことまでは難しく、他自治体の条例に記載されているような範囲で役割を示すことが一般的だと考える。

札幌市に求める具体的な取組

＜条例の名称＞

- 条例の名称についても、市民に親しみやすいよう独自性のあるものが良い。
- 条例の意味等を誤解されないよう、ある程度定型的な名称となるのは止むを得ないが、愛称のような副題をつけることも考えられる。

＜外部委員会の設置＞

- 現在、外部委員会として「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」を要綱で定めているが、条例による附属機関として、根拠をより明確にすることが望ましい。

＜計画の策定＞

- 附属機関から意見を汲み上げるとともに、食の安全と信頼の確保に向けて条例を根拠とした基本的な計画を策定していくことが望ましい。

札幌市に求める具体的な取組

＜経済・観光への寄与＞

- 「さっぽろスイーツ」の売り込みや物産展など、食産業・観光産業への貢献という観点も必要である。
- 食品関係事業者の取組を、観光客に積極的にPRできるようなものが望ましい。
- 観光都市としての札幌を世界に発信できるような具体的なものを取り入れたい。

＜公表＞

- 消費者の求める情報は、積極的に公表することが必要ではないか。
- 営業者が自主的に公表するのと違い、行政の公表にはペナルティ的な要素が必ずつきまとう。風評被害やそれに付随する損害賠償等のリスクもあり、単なるパフォーマンスとしての公表は慎重に考えるべき。
- 食については、健康被害の懸念もあり、シビアに公表する方が望ましい。
- 既に食品衛生法等により定められている部分も多く、それ以外の場合については、経済活動の側面があるので、見極めが難しいと思われる。
- 食品衛生法等で想定しないような不測の事態が発生した場合、市長の判断で公表等を行うことは望ましい。（責任の所在が明確とすることが重要。）

＜リスクマネジメント＞

- 食に関するリスクマネジメントの観点は重要である。
- 緊急事態における危機管理については、条例に明記し、強い意識で取り組むというスタンスを示すことが心強い。
- 食の危機管理については、具体的な対応の流れ（情報収集→情報の整理、活用→公表etc…）を明確にしておいてほしい。

＜積極的な情報発信＞

- 行政（事業者も）は、消費者の求める情報を適切に提供できるよう体制を整え、ワンストップで情報が伝わるよう整備してほしい。

＜食に関する学習機会の充実＞

- 「食」という基本的なことについては、地域ぐるみで食文化や食育を含めて学んでいくことが望ましい。
- 昔から家庭の中で自然と身につけてきた基本的な衛生観念が崩れてきているように感じる。条例の中にあらかじめ盛り込む必要があるのかも知れない。
- まちづくりセンターの活用などにより、食の安全・安心への支援を展開することで効果的な運用が可能となるのではないか。

＜実効性の確保＞

- 事業者のみに負荷をかける方向ではなく、行政・市民・事業者の3者が協働して同じ目的を達成するため、誘導的な手法を取り入れる方が良い。
- 重大な結果をもたらす事態など、場合によっては、罰則等の必要性も感じる。

＜誘導的手法＞

- 札幌市食品衛生管理認定制度（「しょくまる」）等の制度を条例に明記することで、札幌市が誘導的な手法を活用していることを示したい。
- 「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」などが選定委員会となり、優秀な事業者を表彰するような制度も効果的と思われる。